

横須賀市政策評価委員会の概要

1. 委員会の概要

(1) 設置目的

本市の基本計画において重点的かつ優先的に実行する取り組みおよび総合戦略に掲げる施策等を評価し、その推進について必要な助言等を行う。

(2) 会議内容

- ①基本計画重点プログラムの推進状況等に関する意見
- ②まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況等に関する意見
- ③その他行政評価に関する必要な事項

(3) 会議開催予定

年間3～5回程度（平成27年度は1回）

(4) 委員構成

公募市民	2名
学識経験者	2名
団体等代表者	11名

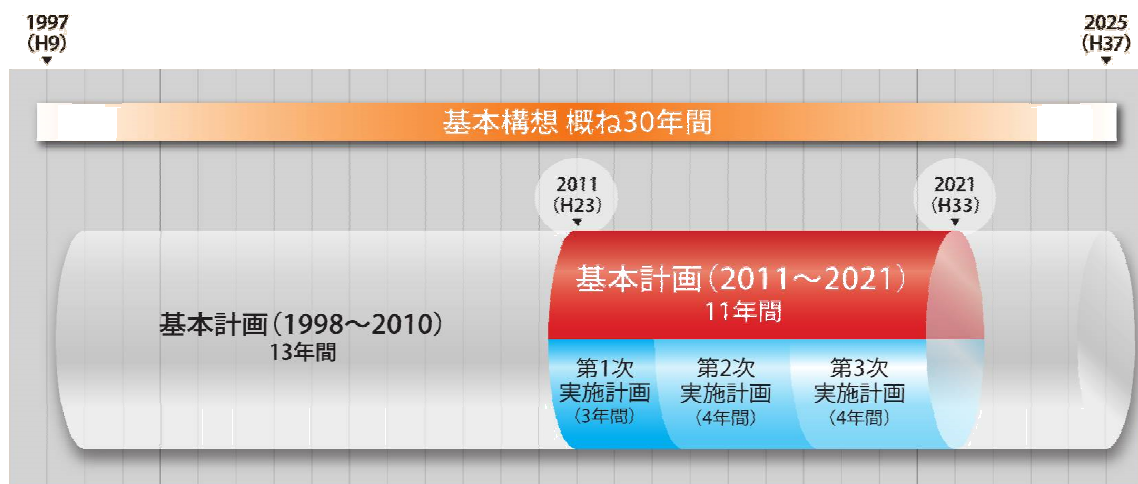
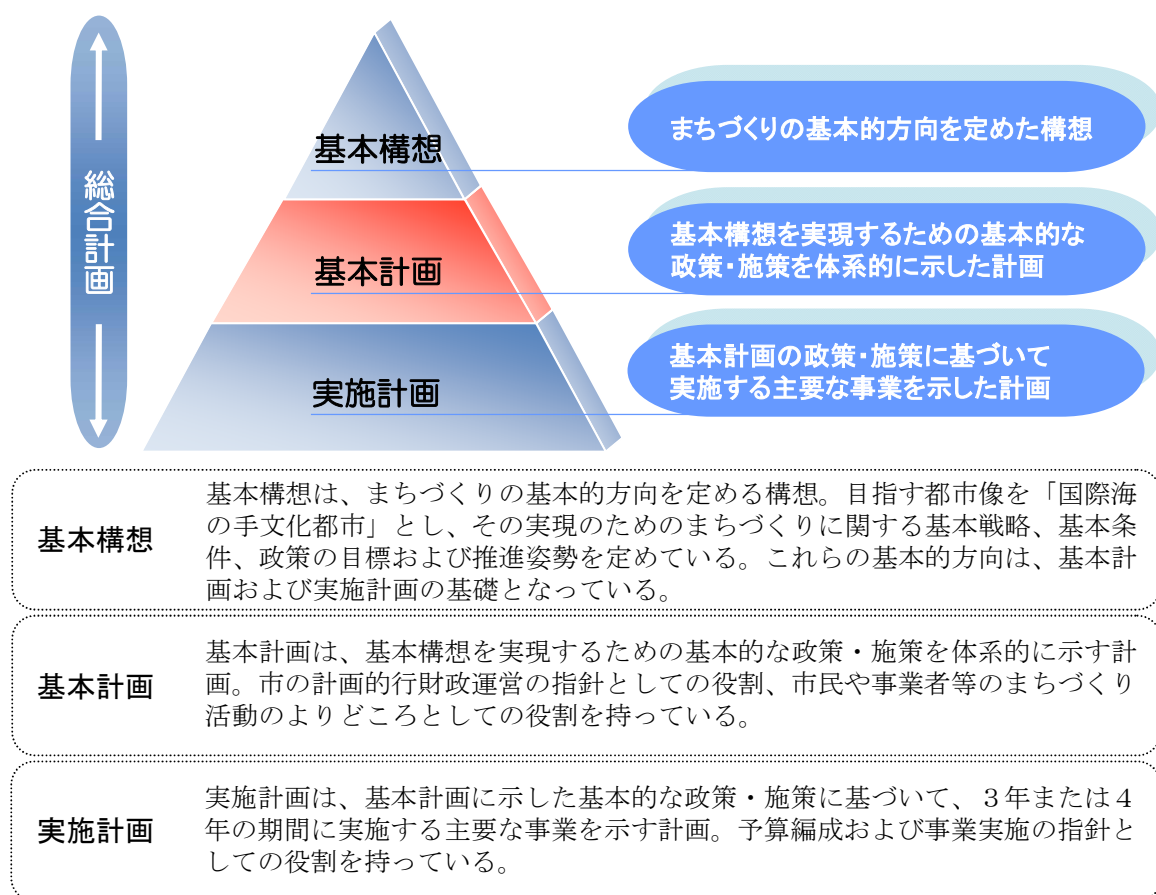
(5) 任期

2年

2. 総合計画の体系

【総合計画】

総合計画は、市政運営の方向性を示す最も上位の計画で、平成 37 年（2025 年）を目標にまちづくりの基本的方向を示した「基本構想」、その期間をおおむね二分して施策の体系を示した「基本計画」、3～4 年間の主要事業を示した「実施計画」の 3 層で構成されている。



【基本計画における重点プログラム】

「横須賀市基本計画」（計画期間：平成 23 年度～平成 33 年度）では、特に重点的、優先的に実行する取り組みとして、次のとおり 5 つの「重点プログラム」を位置付けている。

これらの重点プログラムを着実に推進することで、持続可能な発展を遂げる都市の土台をつくるとともに、全政策・施策の先導役として計画全体を力強くけん引する。

《横須賀市基本計画（2011～2021）に掲げる重点プログラム》

プログラム 1 新しい芽を育む	1－1 子どもを産み育てやすいまちづくり
	1－2 人間性豊かな子どもの育成
プログラム 2 命を守る	2－1 誰もが活躍できるまちづくり
	2－2 安全で安心なまちづくり
プログラム 3 環境を守る	3－1 人と自然が共生するまちづくり
	3－2 地球環境に貢献するまちづくり
プログラム 4 にぎわいを生む	4－1 地域経済の活性化と雇用の創出
	4－2 集客や定住を促す魅力的な都市環境づくり
プログラム 5 地域力を育む	5－1 地域と住民の主体性が発揮される枠組みづくり
	5－2 地域を支えるコミュニティ機能の強化

【実施計画における最重点施策】

「第 2 次実施計画」（計画期間：平成 26 年度～平成 29 年度）では、「急速に進む人口減少」「社会保障費の増大」「地域経済の低迷」を本市の重点課題として捉え、「選ばれるまち横須賀」をビジョンに掲げ、その実現に向けた 3 つの最重点施策を位置付けている。

計画期間においてこれらの最重点施策に財源を重点的に配分し、施策を推進することとしている。

《「選ばれるまち横須賀」に向けた最重点施策》

- ・子育て・教育環境の充実
- ・生涯現役社会の実現
- ・地域経済の活性化

3. 横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

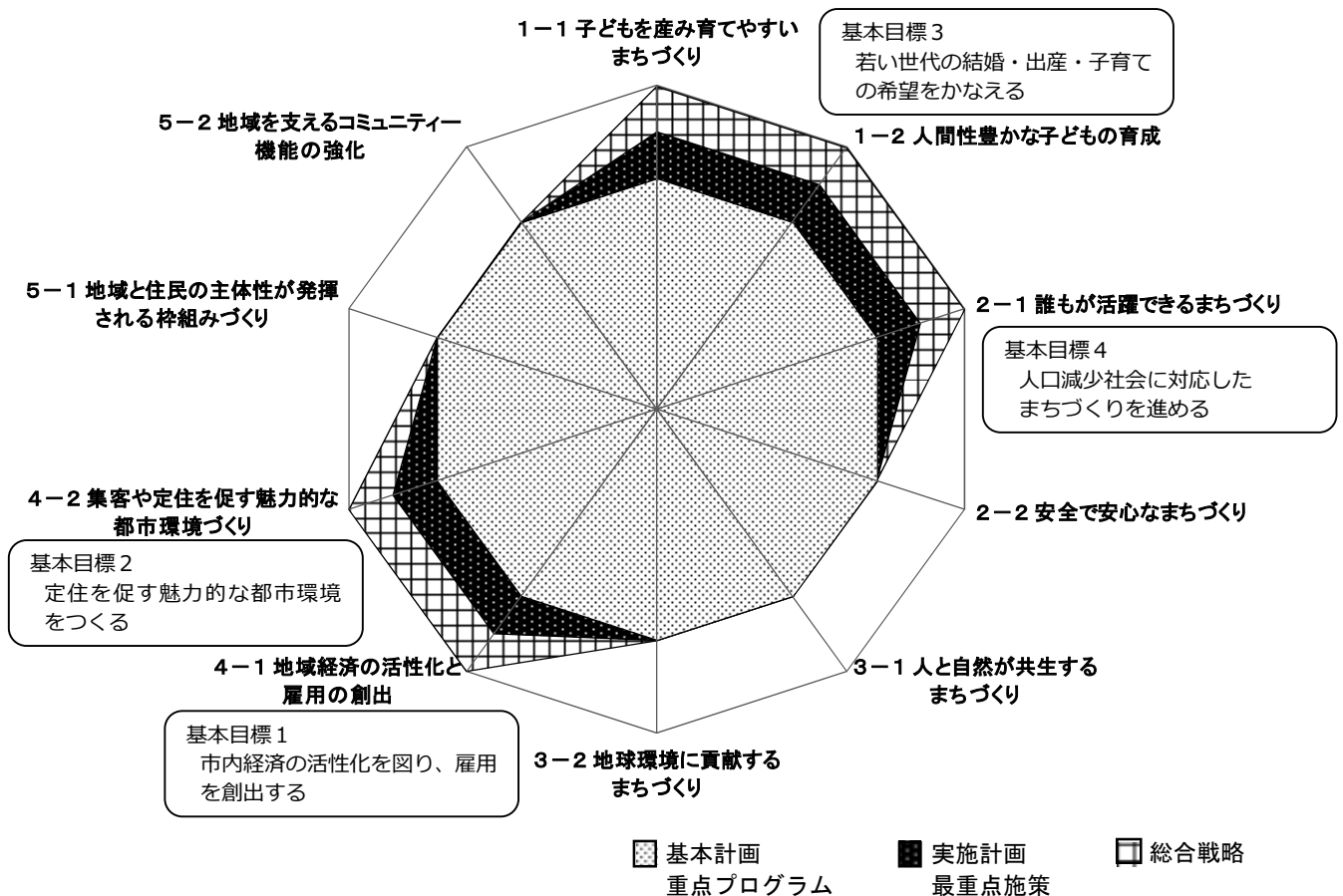
急激な人口減少、少子高齢化がもたらす負の影響を考察した上で、将来にわたって活力ある地域経済・社会をつくるため、まち・ひと・しごと創生法に基づく国および県が定める総合戦略を踏まえて、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定している。

総合戦略では、基本計画に掲げた重点プログラムや、実施計画とその最重点施策など、これまで本市が重点課題の解消に向け取り組んできた施策展開を前提に、4つの基本目標の実現に向けた施策分野の取り組みをさらに充実させていくという考えの下、必要な施策を展開していく。

《総合戦略の政策分野（4つの基本目標）》

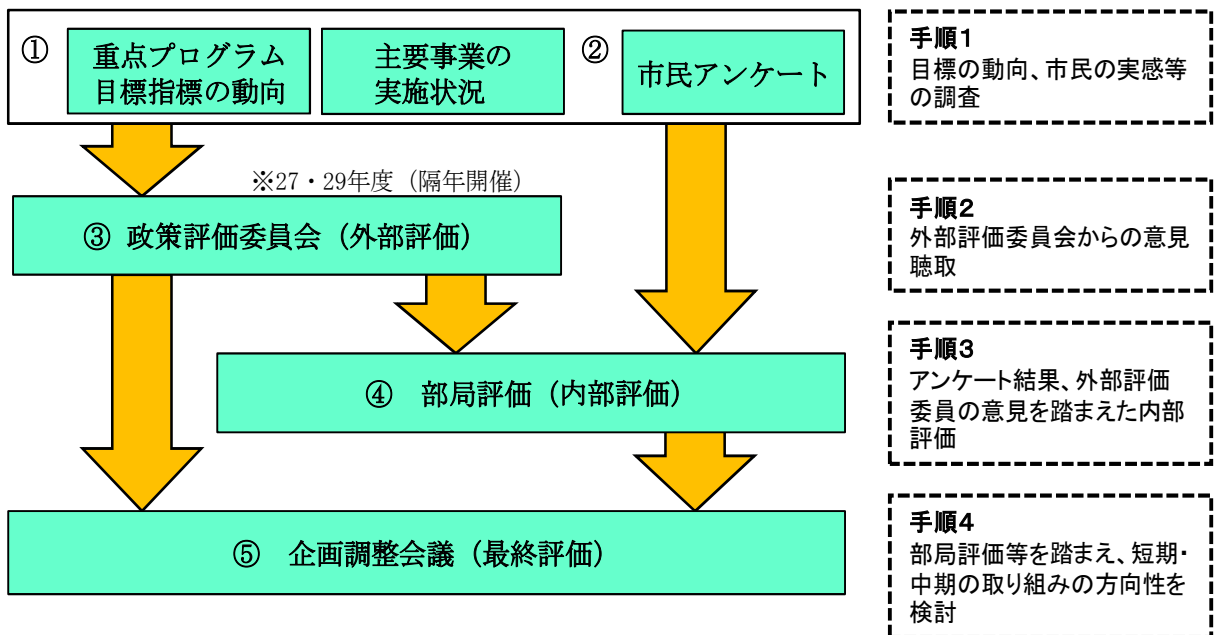
- 基本目標1 市内経済の活性化を図り、雇用を創出する
 - 基本目標2 定住を促す魅力的な都市環境をつくる
 - 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - 基本目標4 人口減少社会に対応したまちづくりを進める
- 【4-1 空き家対策・都市のコンパクト化】
- 【4-2 健康・医療・福祉対策】

《総合戦略と総合計画の関係イメージ》



4. 政策・施策評価の枠組み（政策評価委員会の役割）

（１）基本計画重点プログラムの評価（重点施策・施策評価）



（ア）基礎データの把握（①～②）

評価の基礎データとするため、以下の状況を把握する。

- ・目標の現状値
- ・主要事業の実施状況
- ・市民の実感（市民アンケート）

（イ）政策評価委員会（外部評価）（③）

上記（ア）を踏まえて、5つの重点プログラムごとに、「目指す方向性に向かっていくか」「どのようなところでそう思うのか・思わないのか」「アンケート結果の傾向はこうだが、このような面もある」など、アンケートでは捉えきれない生の声や今後の取り組みの方向性などに対する意見を聴取する。

また、各重点プログラムが目指す都市の姿の実現のために、「今後、どのような取り組みを進めていけばよいか」「何をすべきか」などについて提言を受ける。

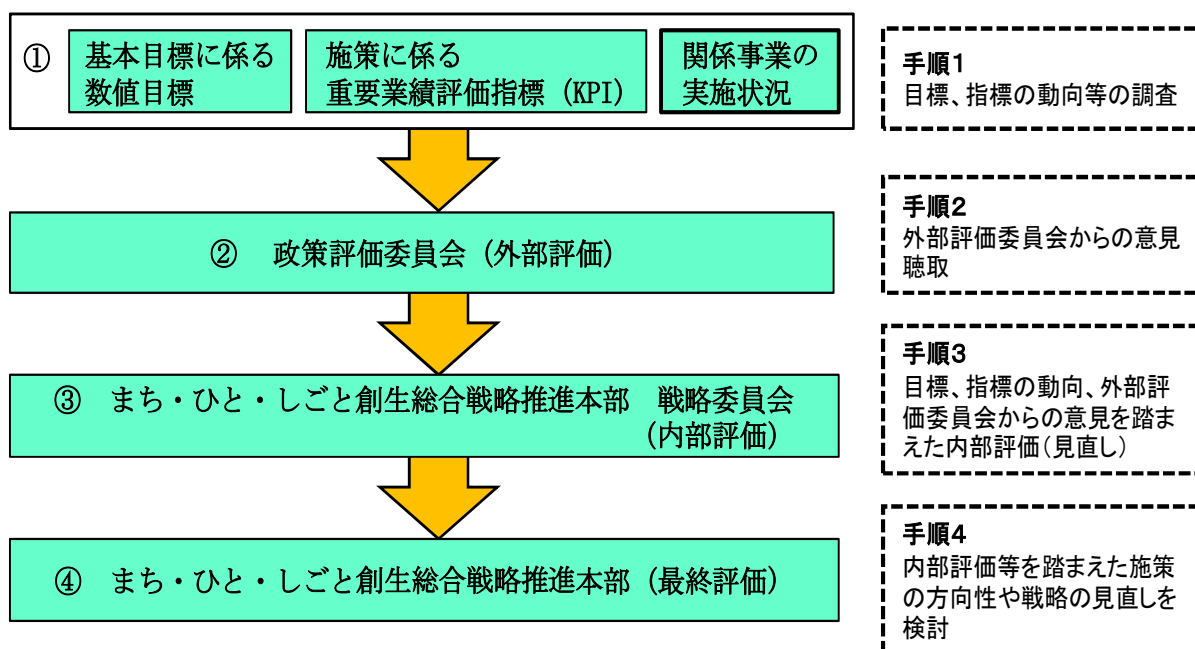
（ウ）部局評価（内部評価）（④）

重点プログラムの関係部局により、上記（ア）（イ）を踏まえて自己評価を行い、重点プログラムを推進するための今後の取り組みについて、短期・中長期の方向性の検討を行う。

（エ）企画調整会議（最終評価）（⑤）

上記（ア）～（ウ）を踏まえて、今後の取り組みの方向性を検討・決定し、次年度予算編成の参考にする。

（２）総合戦略の効果検証



（ア）基礎データの把握（①）

評価の基礎データとするため、以下の状況を把握する。

- ・基本目標（１～４）に係る数値目標
- ・施策に係る重要業績評価指標（KPI）
- ・関係事業の実施状況

（イ）政策評価委員会（外部評価）（②）

上記（ア）を踏まえて、総合戦略の推進状況や今後の施策の方向性などに対する意見を聴取する。

また、社会情勢の変化などにより、必要に応じて総合戦略の見直し等について提言を受ける。

（ウ）まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部 戦略委員会（内部評価）（③）

関係部局長で構成する戦略委員会において、上記（ア）（イ）を踏まえて自己評価を行い、今後の施策の方向性や戦略の見直し等の検討を行う。

（エ）まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（最終評価）（④）

上記（ア）～（ウ）を踏まえて、今後の施策の方向性や必要に応じて総合戦略の見直し等を検討・決定し、次年度予算編成の参考にする。

横須賀市政策評価委員会委員一覧

平成 28 年 3 月 25 日現在 ※敬称略

分野	氏名	所属等
学識経験者	玉村 雅敏	慶應義塾大学総合政策学部 教授
	豊田 奈穂	公益財団法人 総合研究開発機構 主任研究員
団体等代表者	阿部 敏博	横須賀市 P T A 協議会
	伊藤 智則	横須賀商工会議所 常議員並びに金融部会部会長 (株式会社横浜銀行 執行役員 横須賀支店長)
	稲葉 抄子	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 事務局次長
	内田 賢治	神奈川県立保健福祉大学 事務局長
	大森 英夫	一般社団法人 横須賀市観光協会 事務局長
	小野 明男	株式会社神奈川新聞社 横須賀支社長
	川名 亘子	横須賀市母親クラブ連絡会 会長
	工藤 幸久	横須賀商工会議所 産業・地域活性課長
	國重 正雄	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター 所長
	澄川 貞介	横須賀市連合町内会 会長
	吉田 菜つみ	京浜急行電鉄株式会社 総務部京急ご案内センター 主席事務員
公募市民	小林 純子	—
	陳 寛明	—

(分野別五十音順)

政策評価委員会条例

平成27年12月18日

条例第73号

(設置)

第1条 本市の基本計画において重点的かつ優先的に実行する取組及び総合戦略の評価に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 まちづくり評価委員会条例（平成24年横須賀市条例第7号）は、廃止する。